

平成23年鞍手町議会第7回定例会会議録（第3号）						
平成23年12月14日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成23年12月14日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成23年12月14日 午後2時00分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	5	田中二三輝	出欠			
	6	原哲也	出欠			
	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	武谷保正	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職 務 席	議会事務 局長	長友浩一	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	轟崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	渡辺智文	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	鯨坂健二	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成23年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月14日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第77号 鞍手町定住促進奨励金交付条例
- 日程第2 議案第78号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第79号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第80号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第81号 鞍手町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第82号 鞍手町歴史民俗資料館管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第83号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第84号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第85号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第86号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第87号 平成23年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第88号 平成23年度鞍手町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第89号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第90号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定

平成23年12月14日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第77号 鞍手町定住促進奨励金交付条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

定住促進奨励金ということで、出来るだけ町内に住んで頂こうという趣旨からのものだと思いますが、この条例を新たに制定しようとした経過、例えばどここの自治体がやっているだとか、これだけの効果が上がっているとかということによって鞍手町に導入したのか。そういうものについてまず教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この鞍手町定住促進奨励金交付条例を制定するに当たりましては、第5次行財政改革及び第4次総合計画に基づきまして、掲げられた計画でございますので、この計画に沿って取り組みました。

参考にしましたのは、隣の宮若市がこの定住促進に関する事業をとり行っておりますので、こういう自治体を参考に参りました。

宮若市の実態については詳細なデータを持っておりませんが、宮若市の例を参考にさせて頂いております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

効果が何処かで上がっているということではないのですね。まだ実績としては分かっていないが、これを挙げたからにはどのくらいの効果があるのかということを見込んでおかなければならないと思うのです。勿論予算にも反映しないといけないし、平成25年度から34年度までの間の固定資産税を最高15万円免除するというものですから、どれだけの効果が上がるかということをもっと出しておかないと。勿論行財政改革、総合計画等の審議会等でも話し合われたのですが、そこが現れないと予算を付ける意味がない。鞍手町に最初からそういうものが無くても鞍手町に住もうと思っている方も固定資産税は減免される。

これによって何が1番効果があるのかというと、町内の方がそのまま町内に住み続けられるということと、もう1つは町外の方に鞍手町に住んで頂きたいという2点について効果を

期待したいということだろうと思うのですが、その点についてどのくらいの見込みを考えておられるのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この定住促進事業の効果については過去5年間の鞍手町に於きます新築等の状況を基に算出しております。

この定住促進事業が10年間、経過措置を含めると合計で19年間の事業という形になりますが、対象期間19年間の固定資産税の収入額は先程申しました過去5年間の新築状況を約40軒と見込みまして、算定しますと約6億3400万円の固定資産税の収入が見込まれるということが試算出来ます。この収入に対しましてこの奨励金交付金については固定資産税相当分を交付金として交付しますので、奨励金として交付する額については4億1800万円程度と見込んでおります。定住に伴いまして個人住民税等の税収等が約3億2100万円と試算しております。全体で効果額としましては、約5億3700万円と試算をしております。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

補足させていただきますが、今担当課長が申しあげましたのは、先程質問議員が言われましたようにこれまでの実績で、鞍手町で新築されてきた件数を述べております。今言われますように今後の効果ははっきり申し上げて未知数のところがございます。当然この条例を可決して頂けたら、近隣市町にPRするというのが第1段階で、近隣市町に家を建てようかという方が鞍手町に来ればこういったメリットがあるということをPRしないとなかなか効果が見えないという部分があると思いますので、こういったPRの仕方を今後は精力的にやっていきたいと思っております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

全体での額というのは19年間の総計で約5億円の効果を見込んでいるということでしょうが、先程申しましたように固定資産税の減免がなくても家を建てられる方が居られるわけで、その分の差額と言いますか、それを考えたら効果としてどこまで判断出来るのかなと。

更にこれは34年度迄ですから、かなり長い年月になるわけですが。効果が今一はっきりしない中でかなり長い年月を定住促進奨励金という条例を作るということに対して、私はどうなのかなと疑問に思います。勿論PRしてそれなりの効果が上がって鞍手町に家を建てて頂くということも期待出来るとは思いますが、そこまでの効果が期待出来る条例なのかなと言ったら、私は少し疑問に思うのです。それよりも前々から言っております住宅リフォームの

方が仕事の量も増えるという、いろいろな県、自治体等で実績済みのこういった制度を作る方が先だと考えます。その効果については町外からの移住の世帯数や人数等お金の面だけではなくて、そういう面の効果は人口増に繋がる、この条例によって人口増がどのくらい見込まれるのかということも見て行く必要があると思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

人口増については先程試算のところでも申しましたが、40世帯を見込んで試算しておりますので、この制度が続く10年間で単純であれば40世帯の10年分ということで、その世帯で3人程度居られるということであれば、最大1200人の増を見込まれるのではないかと思います。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

本条例の該当者の方々にはこの条例のことをどのようにして周知するおつもりなのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

今後新築もしくは中古等で購入された方については、今後税務住民課の税務班の方で課税状況調べ等がございますので、その時にこういう制度がございますという形で周知を図って行きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

例えば納税書等に同封するとかで、知っている、知らないということで損得がないような形で管理運用をして頂きたいと思っております。

それと高齢化が進んでいる本町に於きまして既存の住宅に相続が発生して、町外から本町に転入された方等については、どのような検討がなされたのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

只今ご質問頂きました相続については、今回のこの制度の中では対象としておりません。その理由としましては町内に既存の住宅があり、その住宅に町外から相続を受けて入って来られるというケースもございますが、既に町内に居られて相続されて引き続き住まわれると

いうケースもございますので、今回の定住促進奨励金交付条例の中では、その辺のバランスも考えまして相続の方については対象外としております。ただ例外的にこの条例の第3条第2項に於きまして、今迄奨励金を受けていた方が死亡されて、それを相続されるというケースも想定されますので、その場合については奨励金の交付を残った交付期間は認めるという形にしております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

町外から相続で転入された方でも、定住促進を目指す条例でありますから、その辺は組み込んで頂いた方が良かったのではと思っております。今後更にこの条例等を運用するに当たっているいろいろな新たな検討ということも必要になってくると思えます。一応意見として述べておきます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第77号は総務文教委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第77号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第2 議案第78号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回の条例改正については国の地方税法の一部を改正する法律というものからもあるのですが、特に鞍手町に関係する方で、例えば具体的に改正でどういう方がどういう影響を受けるのか教えて頂きたいと思えます。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

今回の条例改正では質問議員が言われるように法律に基づく改正と合わせて、住民福祉サービスの向上を図る部分ということで改正をしております。法律に係る部分についてはNPO法人に対する寄付金が今迄は認定特定法人というところに出した寄付金については住民税からの控除をします。これが5千円からというのが1点ありました。これが2千円に引き下げられたということです。もう1つは認定特定法人だけではなく、地方自治体が指定したNPO法人についても寄付金控除の対象としますというところで、どの程度の方が該当するか

は不明でございますが、ここの部分についてはNPO法人の活動を進めようというところで法改正の趣旨が説明されております。

住民福祉サービスの件ですが、これは軽自動車に係る納期の変更と障害者の方の減免規定の見直しをしております。減免規定については年齢制限がありましたので、この部分を外し、普通自動車税と同じ取り扱いをするような形で条例の改正をしております。

この分については申請が年間に本年度が71件ございますし、昨年度が62件ありましたので、この辺りの方に影響があるのではと考えております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今の分については理解しましたが、法律に係る部分で申告をしていなかったら3万円を10万円にというようなこととか。他から聞けば実際にたばこを売っている小売店がそういうことではなくて、卸のところがという話も聞いたのですが、具体的な中身が良く分からないのです。鞍手町に住んでいる方が直接ではなくても、例えばこの中には良い点もあると思いますが、株式譲渡に関わる税金も減免されていることも中身に入っていると思うのです。そういったものについてはお金を持っている方、資産を沢山持っている方、高額所得者の方、こういう方にしか優遇が受けられないということが中身に入っていると思うのです。そういう点についてもどういった中身があるのかということをお願いしたいと思います。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

あくまで未申告に対する、正当な理由がなく申告のない場合についての過料ということで、従前規定されていたものが、過料が引き上げられたということでございます。この中では町民税、退職所得等も従前も過料がっておりますが、新たに鉱産税から特別土地保有税というところで過料の規定が新たに設けられたというところでございます。どの程度の方というところまでは申し訳ありませんが、手元に資料を持ち合わせておりませんので後程に。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

言っているのは具体的に言えば金持ち優遇税制という中身があるわけです。今回東日本大震災を受けて仕事もない、住む家もない、そういう方が居られて、今から震災の復興に向けて消費税も10%にしようという庶民への増税という話が持ち上がっているわけです。そういった中で大金持ちに優遇する税制も入って来ている。そういった中身がこの中にありませんかと聞いているのです。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

高額所得者に対する優遇というところではこの中には入っておりません。
従前の罰則規定の過料規定の引き上げというところで改正しております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第78号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第78号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第79号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

別表第2なのですが、ここで町外に住所を有するものとして障害者の区分が新たに設置されているわけです。今迄は子どもと大人の300円と500円の区分だけだったのが、障害者の18歳以上は400円、18歳未満は200円という新たな区分が設けられていますが、実際に今福祉センターを利用されている方で、町以外から来ている方がだいたい何名くらい来ているのか。新たな区分を設けている障害者の18歳以上、未満の方達はだいたい何人くらい来ているのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

平成23年度でございますが、4月から11月までの福祉棟の入館者は合計で2万1936名。内町外の方が3015名となっております。この中で町外から来られる障害者の方については現状では把握しておりません。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町外、町内の割合からいくと約2万2000人の中の3000人が町外者ということですが、2年前この区分になる前は町外者の方が約3割来ているということだったと思うのです。これが町内者、町外者の区分を分けて、町外者の方の負担が多くなることで今説明がありましたように町外者の方の割合が少なくなって来ている。特にバスも10月から無料のバスが廻らなくなって、ここの入館者の方が激減しているという話を聞いています。障害者の新た

な区分を作って100円ほど安くするという事は、私は良いことだと思いますが、それよりもむしろ私が前に一般質問しましたように町外者、町内者の区分を取った方が良いのではないかと思います。この条例は条例として勿論賛成はしますが、新たな検討課題としてこれだけ利用者が減って来ている中で、固定経費は余り大きくは変わらないと思いますので、最終的には利用者の数を増やすために料金改定をする必要があるのではと思いますが、その辺についてお考えはいかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

只今ご質問の料金改定の件でございますが、先程議員も言われましたように10月1日から巡回バスが廃止されまして、その後すまいるバス、もやいたクシー等が導入されております。こういったことからこのすまいるバス、もやいたクシーの利用動向等を今後見て行きまして、最低1年くらいは動向を見ながらその中で料金について更に検討することが必要であれば、その中で検討させて頂きたいと考えております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町内、町外の方に限らず鞍手の福祉棟については立派な施設だと言われる方も多いのです。

折角立派な施設があるのに利用者の方が少なくなっているという現状は私としても忍びないところがありますし、もっと多くの方に利用して頂ける施設にすべきだろうと思います。特に町内の方については高齢の利用者が多い関係もあって、今度は行き場が無くなって最終的には引き籠もりになったりしなければ良いがと思っておりますし、福祉センターを利用するだけではなくて、介護保険の関係や介護予防の関係からも、高齢者の方に多く利用して頂けるような施設にする必要があると思いますので、是非ともご検討をお願いしたいと要望して終わります。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第79号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第79号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第80号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回審議会の委員を2名程減らすという中身で、これも行財政改革の一貫だと思いますが、中身として町議会議員、同和地区、婦人団体この関係の文言が少し変わったということですが、委員の選定としましてはどういった方を今後見込まれているのかということをお教え下さい。

○議長 川野 高實君

渡邊福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

委員の選定については、関係団体で、これは同和問題を解決するために推進されている団体と考えております。それから女性の代表ということで、公募によってこの委員になって頂きたいという考えを持っております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第80号は民生産業委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第80号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第81号 鞍手町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回資料館が博物館にということで、もの凄く格が上がったような感じがしますが、そういうことになることによって今後の違いや予算的なものがどのように変わってくるのか教えてください。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

登録博物館になったメリットとしましては、今後博物館の要件を満たしていることによる社会的な信用、これが1点。資料の貸し借りの条件として、登録博物館であることが掲げられているので、資料を借りるのが容易になる。それから3点目が税制面の優遇ということであり、資料を登録博物館に寄贈すると寄付者が税制上の優遇措置が受けられることなどがある。それから公立の登録博物館は補助金を受けられるということもございまして、最

後に事業に参加したり補助金制度を受けたりする条件として登録博物館であるということが掲げているというようなメリットが今後あります。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第81号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第81号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第82号 鞍手町歴史民俗資料館管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第82号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第82号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第83号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算第3号を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。事項別明細書の16頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について16頁から20頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。3款 民生費及び4款 衛生費について20頁から24頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。6款 農林水産業費から8款 土木費について24頁から27頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。9款 消防費から10款 教育費について27頁から31頁まで質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

29頁の教育費の高等学校費のところ、補正額の財源内訳が地方債の3100万円から主なものでその他の財源として2700万円と変わっているのですが、どのような事業でこれがどの財源からどの財源に変わったのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この財源の補正内容は豊翔館の耐震工事に伴います財源の内訳を変更しております。まず過疎債を充当していたものから、その他財源として産炭基金の方に財源を振り替えております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

産炭基金というのは事前に鞍手町の方に来ていた部分ですね。それを過疎債から産炭基金に振り替えた方が得になるのですか。その辺をお願いします。

○議長 川野 高實君

三戸企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

28頁の10款 教育費 2項 小学校費の1目 小学校管理費の財源内訳をご覧頂きたいと思います。

今回小学校管理費では175万円の補正を行っておりますけれども、それ以外に財源の内訳の補正を行っております。主なものは小学校費で、地方債で690万円上げております。

これは国の第3次補正に伴いまして、学校の耐震化に伴う補助の方が過疎債よりも地方交付税の充当率が70%から80%になっておりますので、その関係でこの財源内訳を変えております。それに伴いまして当初ではこの小学校管理費の方に産炭の財源を充てておりましたが、この財源を高等学校の管理費の方に組み替えたという形になっております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。11頁をお開き下さい。一括して質疑をお受けします。

11頁から15頁まで質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

1つは市町村振興基金の1億円と助成金1千万円で約1億1千万円が諸収入として上がっていますが、これは新聞に書いていた災害共済の分になるのですか。それとも別の分なのですか。その辺を1度お尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

三戸企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

先日開催されました全員協議会のその他のところでもご説明と資料を差し上げておりますが、今回この1億1千万円の内訳としましては、福岡県市町村振興協会の部分が1億円です。

これは宝くじの財源を使ったもので、これは振興協会が本年度と来年度以降で100億円を取り崩して各団体に1億円ずつ配分するというものでございます。もう1つ1千万円については福岡県町村会の財政調整基金8億円の一部を取り崩しまして、構成団体32町村に1千万円ずつ分配するということになっているものです。

最後にお尋ねになりました福岡県市町村災害共済基金組合の分については、平成24年度末に災害基金組合が解散されるということになっております。この基金の方に本町は約1億2千万円を積み立てており、組合の解散に伴いまして1億2千万円は鞍手町に返還されるということになります。この1億2千万円については年度としましては24年度末という形になるということです。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それともう1つは歳入、歳出両方に関わるのですが、その上の基金繰入金のところは財政調整基金が1億5千万円上がっておりますが、同時に歳出の方でも1億1千万円上がっています。出し入れでどうして2つ上がっているのか、そのことについてお尋ねしたいと思えます。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この取り扱いについて歳入としましては1億1千万円交付金等が入ってくる。そして歳出で同額を積み立てるという形になっております。本来であれば通常の財政調整基金でありますと、歳入と歳出を相殺したところで、財政調整基金を歳入から繰入金として入れるという形になるところでございますが、今回、振興協会からの1億円と町村会からの1千万円についてはその性質を明確にするために積み立てるという形で予算に計上したために、全体的な財源が不足するという形のところで、歳入のところで繰入金が1億5千万円上がっているという形になっております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入、歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回、先の臨時会の中で人勸に伴う職員の給与等が変更になって、その分の予算計上もされておりますが、もう1度その影響を一般会計だけではなくて他の会計もありますが、もう1つ影響がどのくらいあるのかというのと、今回提案に上がっている議案がいくつかありますが、一般会計だけではなくて人件費等を扱われたのはどの議案なのか教えて頂ければと思

います。

○議長 川野 高實君

白石総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

一般会計については33頁の表で説明いたしますが、上の方の補正後、補正前のところに比較という欄がありますが、そこで給料では36万2千円の減となっております。手当で105万2千円、共済費で25万3千円が減となっております。合計で166万7千円が一般職の関係の影響ということになります。

それ以外の会計で申しますと、下水道事業で2万4千円の減、水道事業で15万9千円の減、病院事業で115万3千円の減、老健施設事業で12万7千円の減で合計313万円の減という形で影響が出ております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

歳出のところで聞くのを忘れたのですが、今回の補正の中で時間外手当が839万円程増えているのです。昨年の12月の補正の中ではそんなに大きくありませんでしたし、昨年では補正後でも2900万円程だったのが今年は3600万円くらいということで、時間外がかなり増えているのですが、その要因となるのはどういうところでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今年度は3月に定年で退職された方が5名とその他にもおられましたが、そういった影響もあって人事異動があり、新しい部署に配置されて専門的な部分ではそれに精通していくために時間を要している職員がいるというのが1つの超過勤務が増えている要因であります。

それと電算システムの更新に伴いましてデータの移行作業の業務が本年度は特別にあって、通常の年にはない業務が発生したということで、大きくはこの2点が影響しております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

新年度で退職者の方が多くて不慣れな方がいて時間を要したということと、電算システムというのが大きな要因ということでしたが、時間外で大きく変わっているのが3課くらいあったのです。それがそれだけの要因ではないような。1つは税務住民課が大きかったのと総務課と100万円以上になっているのが教育課。教育課の方もシステムの関係があったのかどうか分かりませんが、退職者の方が増えて不慣れな方があるにしても適正な配置になっているかどうかというのを、やはり時間外が増えたということは検討する余地があるのではと

思うのですが、その辺はどうですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

言われますように人事異動に伴い職務をマスターするまでの時間、電算関係もあります。それと特殊的に何か集中しているという部分もあります。まだ完全に掌握しておりませんが、今どういった状況で残業しているか直接担当者に聞き取りを行っております。その結果を受けて人事に問題があれば人事の配置の見直しが必要ですし、業務分担に偏りがもしあれば現課で対応してもらいたい。この辺は今後分析した上で対応を考えて行きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

関連で申し訳ないのですが、今回人事異動だけではなくて人員定数自体を削減した影響があるのではと思います。その点についても是非検討して頂きたいのと、残業時間がどのくらい増えたのかということも含めて、全体で見た場合に定数を減らした方が良いのか。その分サービスが減るわけですから。定数を減らしてこのまま時間外を増やして1人1人の職員がきつい思いをしていくのか。その辺も判断のしようがあると思いますので、そういうところも含めて是非検討して頂きたいと思うのですが答弁だけお願いします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程申しましたように、内容の分析をまずやってみたいと思っております。

ベテランとまだ良く分かっていない職員とは当然格差も出てくる。そういった人達がどのように今後指導をするか、或いはグループ制をもっとうまく活用出来ないか。グループ制についても課長との勉強会や班長クラスの勉強会を今やっておりますので、こういったところも活かしながら、偏った残業にならないように集中しないように配慮していくべきだと思っておりますので、もう少し中身を解析した上で検討したいと思っております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第83号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第83号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 8 議案第 8 4 号 平成 2 3 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 8 4 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 8 4 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 9 議案第 8 5 号 平成 2 3 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 8 5 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 8 5 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 10 議案第 8 6 号 平成 2 3 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 8 6 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 8 6 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 11 議案第 8 7 号 平成 2 3 年度鞍手町水道事業会計補正予算第 2 号を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 87 号は総務文教委員会に付託したいと思ひます。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 87 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 12 議案第 88 号 平成 23 年度鞍手町病院事業会計補正予算第 1 号を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 88 号は民生産業委員会に付託したいと思ひます。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 88 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 13 議案第 89 号 平成 23 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第 1 号を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 89 号は民生産業委員会に付託したいと思ひます。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 89 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 14 議案第 90 号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

総合福祉センターの指定管理者については、最初から社協ということでやっていますが、他の指定管理者とは違い、ここに競争が入って来ないところがあるのです。そういう意味では期限が来たからこの次もまた同じということではなくて、他のところと綿密な指定管理の仕方と申しますか、指定管理者を指定するに当たっての考え方なり、やり方をどのようにされているのかと思っております。

○議長 川野 高實君

渡邊福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

選定の理由といたしましては、鞍手町社会福祉協議会の目的は地域住民の社会福祉活動を活性化し、地域福祉の推進を図るものとされております。それと総合福祉センターの設置目的とが一致していること。社会福祉協議会が当該施設等の指定管理者に指定されて既に何年も経っているということから、熟知されているということが福祉協議会を選定した主な理由だと考えております。

コストのことも議員は言われましたのでここでお伝えしたいのですが、平成23年度、24年度は両方とも予算ベースでございますが、平成23年度の予算ベース7410万9千円が平成24年度の予算ベースでは6164万3千円。約1246万6千円減額されております。これの主な理由としましては、巡回バス廃止に伴う人件費の削減と巡回バス廃止に伴う軽油等の削減が主になって、昨年度と比べまして1246万6千円ほどコストが下がっているということでございます。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

補足させてもらいますが、総合福祉センターはご存じのように福祉棟と体育館と保健棟とあり、利用の仕方というのが、保健棟は施設管理は指定管理でお願いしておりますが、事業そのものが直営という部分と、福祉が目的という部分からなっています。当初から選定する中で民間を入れるかどうか議論を行っております。そういう部分を含めて民間に委託するのは馴染まないということから、今回も社会福祉協議会ということで選定いたしております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

社会福祉協議会を指定するという事については私も異論はないのです。先程課長も言われましたように目的等が合致することから言えば、私も社協の方が良いだろうと考えるのですが、そのまま行くのではなくて、もう少し細かいところを詰めて効率的な管理等がやっていけるようなチェックもして頂きたいということでの質問でした。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程担当課長が申しあげましたように、必ず毎月報告書を出してもらっています。そして事業内容も精査しながら、毎年ですが指定管理料そのものは下がって来ている。尚且つ努力をお願いいたしております。経費節減に繋がるものはどんどんやって頂きたいと。勿論こちらが直接介入するものがあれば介入して協議していくという姿勢も持っておりますので、経費節減については努めていくようにはいたしております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第90号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第90号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお謀りします。明日15日から20日までの6日間は委員会審査のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日15日から20日までの6日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

散会 14時00分